

令和6年度第2回富山県消費生活審議会 議事要旨

1 日 時 令和7年2月10日（月）午後1時30分から3時15分まで

2 場 所 富山県庁4階大会議室

3 出席者

委 員：橋爪会長、相山委員、江下委員、大井委員、尾畑委員

坂井委員、瀬川委員、高木委員、寺岡委員、野口委員

藤本委員、松本委員、八島委員、渡辺委員

事務局：竹内生活環境文化部長、佐度参事・県民生活課長 他

4 議事内容

（1）審議事項

- ・富山県消費者基本計画骨子について
- ・富山県消費者基本計画中間とりまとめ（素案）について

（2）その他

- ・パブリックコメントについて
- ・富山県消費者基本計画策定スケジュール

（1）、（2）について、資料に基づき事務局から説明後、意見交換

5 主な意見等

（会長）

事務局からの説明について、御質問、御意見がありましたら、御発言をお願いします。

（委員）

審議会の意見を取り入れていただいております、大変いい計画になっていると思いますが、少し発言させていただきます。

基本方針2の（3）の「②金融経済教育の推進」です。この場所に「金融経済教育」が1つの柱としてあがっていることについて少し違和感があります。「（3）デ

デジタル社会等に対応した消費者教育の推進」の中の「等」に含ませるのではなく、もう少し幅広い文言とするほうがいいと思いました。方針全体としては特に異議があるわけではありません。

(会長)

「①消費行動におけるデジタルリテラシーの向上」と「②金融経済教育の推進」の2つの項目を「(3) デジタル社会等に対応した消費者教育の推進」という大きな項目でまとめることについて、工夫の余地があるのではないかという御意見ですね。

(委員)

はい。「(3) デジタル社会等に対応した消費者教育の推進」をもう少し幅広い文言にしていきたいという意味です。

(会長)

同様に感じている方もいるかと思います。この後の素案の議論の中で検討していくことも可能でしょうか。それとも、ここで確定する必要がありますか。

(事務局)

素案の議論の中で検討していただいて大丈夫です。

(会長)

それでは、基本方針2の「(3) デジタル社会等に対応した消費者教育の推進」の表現については、後ほど素案の審議をする際に検討し確定をすることとします。そのほかについては骨子案のとおり骨子を確定するということで進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

(会長)

ただいま事務局から説明がありました。この議題に関しては、既に委員の皆様から資料6のと通りの御意見をいただいております。それでは、御出席の委員の皆さんから御意見を伺いたいと思います。まず、事前に意見を提出していただいた委員から御意見を伺い、その後に事前に意見の提出をされていない委員から御意見を伺うという形で進めてまいります。

事務局の回答の時間も考慮して、お一人当たり3分程度を目途に御意見をお願い

いします。

なお、資料6については、御意見を提出していただいた委員のお名前は記載されておりませんが、「1 御意見」の1番から4番目の御意見と、あと「2 その他」のうち、4番の御意見が委員から提出をしていただいております。委員から補足の説明はありますか。

(委員)

補足の説明はありません。

(会長)

それでは、次の「御意見」の5番、6番の御意見については委員からの御意見です。委員からの説明はありますか。

(委員)

補足の説明はありません。

(会長)

次に「御意見」の7番、8番は、委員からいただいた御意見です。委員からの説明はありますか。

(委員)

補足の説明はありません。

(会長)

次の「御意見」の9番、10番、11番、12番と、「その他」の6番については、委員から御提出いただいた御意見です。これについて補足の説明はありますか。

(委員)

補足の説明はありません。

(会長)

「その他」の1番、2番の御意見については委員から御提出いただきましたが、補足の説明はありますか。

(委員)

補足の説明はありません。

(会長)

「その他」の3番は委員から提出されたものです。

最後に「その他」の5番目の意見は委員から御提出いただきました。この点に

についての御説明はありますか。

(委員)

補足の説明はありません。

(会長)

事前に出された御意見の内容について事務局から現時点での考え方について説明をお願いします。

----- (資料6について事務局から説明) -----

(会長)

事務局より修正を検討するなど説明されたものについては、御意見の趣旨に従って、素案に何らかの形で取り込んでいくということであり、他方、今後検討する、担当者に伝える、研究すると説明されたものは、素案には反映しないが、施策の中で検討、取組をしていきたいという趣旨で説明いただいているということでしょうか。

(事務局)

会長の御説明のとおりです。

(会長)

今ほどの事務局からの説明について、御意見等があれば、まずお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

はじめに、私から幾つかの確認をします。まず「御意見」の1番についてです。学習指導要領に関して脚注で紹介をするということでしたが、これは脚注のところに学習指導要領を要約したものを載せるという趣旨ではなく、どこを見れば分かるかということを案内するという御趣旨でしょうか。

(事務局)

その通りです。

(会長)

御意見としては、要約したものを載せたらよいという趣旨だと思いますが、全体のボリュームやバランスから事務局ではそのような修正を行いたいと考えられているようです。いかがでしょうか。

(委員)

私もそのように思っていました。「ここを参照」とだけ書いて、後は自分で調べ

られますので、それでいいと思います。

(会長)

「御意見」の7番の委員からの御意見です。価格上昇の動向の内容を追加したらよいのではないかという御意見です。現状と課題にそのような記述を入れたらよいという御趣旨でしょうか。

(委員)

その通りです。

(会長)

今ほどの事務局の説明では、現状と課題に記載するのではなく、施策の中で価格上昇に関することを記載するということでよいでしょうか。

(事務局)

その通りです。

(会長)

現状と課題に記載する場合は、事務局で価格上昇のデータを改めて整理していただき、その上で記述を考えていただくということにいたします。委員、いかがでしょうか。

(委員)

今説明された内容で結構です。

(会長)

それでは、事前に御意見を提出されていない委員から、何か御意見、御発言があればお願いします。

(委員)

資料4の基本方針2の指標「消費生活出前講座等受講者数」についてです。令和11年度目標に対し、令和5年度の実績が2,000人ぐらいと半分以下となっています。一方で、消費者教育担い手は、令和5年度の実績が650人弱あり、決して担い手不足ではないと思います。そうすると、出前講座の受講者数が年間2,000人からなぜ増えていかないのか。この後、計画では4,400人を目指すとしていますが、ここは具体的に検討していただきたいと思います。

資料3の3ページです。「(3) 相談体制の充実と市町村・関係機関との連携強化」のところです。「相談業務のデジタル化の推進」で、利便性の向上という説明

がありました。利便性というのは消費者の利便性ということで理解しましたが、高齢者の利便性についてはどうでしょうか。デジタル化の推進は、社会の変化がその背景にあった上で必要ですが、デジタルとあまり関係のない高齢の方はたくさんおられます。そうした方たちに対しては、デジタル化を推進してもあまり利便性はないと思います。高齢者の方々が社会から取り残されていくのではないかと思います。デジタル化を推進されている中で高齢者が取り残されないように、フォロー体制、サポート体制を整備していただきたいと思います。

資料3の4ページ、「(3) デジタル社会等に対応した消費者教育の推進」のところです。「教員、保護者向けのネット安全教室の開催」とあります。若年層に向けたこのような取組みについては、従来から力が入っています。今後、若年層だけではなく高齢者にも対応していただきたい。また、高齢者を見守る立場の方々に対しても同様に対応していただきたいと思います。いずれにしても、高齢者をはじめ、取り残される方がいないように具体的な取組みを検討していただければと思います。

(会長)

資料4の新たにつくる指標のうち基本方針2「消費生活出前講座等の受講者数」について、具体的にどのように受講者を増やしていくのか検討してほしいということと理解しました。

消費者教育の担い手と出前講座の受講者数について、補足の説明をお願いします。

(委員)

消費者教育の担い手が令和5年度では648人となっています。出前講座の受講者数が2,025人なので、担い手が足りないわけでもないと考えます。それなのになぜ出前講座の受講者数が増えていかないのか。そういう中で今後、出前講座の受講者数をどのように増やしていくかを考えていただきたい。

(会長)

3つの御意見をいただきましたが、素案の中に具体的にこういったことを取り込むべきというよりは、今後の施策について留意をしていくべき点を御指摘いただいたという理解でよろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(会長)

それでは、事務局から現時点での御回答をお願いします。

(事務局)

出前講座の受講者数については、出前講座が開催されていることを知らない方がいるということが1つの問題かと思います。そちらは、広報、周知等をしっかりと実施してまいります。また、出前講座も1回受講したら終わりではなく、継続して出前講座を受講していただくような取組も重要だと思っております。

消費者教育の担い手については、令和5年度の実績が648人です。この648人のうち現在も、どれだけの人が消費者教育活動に携わっているのかということは、把握しておりません。前回の計画と同じく、30人ずつ育成することを計画の指標としたいと考えています。

もう一つ御意見いただきました資料3の3ページの「相談業務のデジタル化の推進」です。こちらは、高齢者の方の利便性の向上もその目標としています。また相談業務を担当する人の利便性の向上を図ることにより、デジタル化の推進を取り組んでまいります。長時間相談者を待たせることがないようなシステムを組むなどが、相談業務のデジタル化のひとつとなります。これは本県だけではなく国全体で取り組んでいる事業ですので、しっかり運用してまいりたいと思っております。

最後に、資料3の4ページの「教員、保護者向けのネット安全教室の開催」についてです。委員の御発言で一番大事なところは、高齢者やデジタルが得意でない人を取り残さないことが重要であるということが御発言の趣旨であったと思います。インターネット時代だからすべてをインターネットで対応するというのではなく、電話や対面対応もしっかり充実しつつ、併せてデジタルの技術を活用してまいりたいと考えています。

(会長)

確認ですが、令和5年度の消費者教育担い手の648人という人数は、例えばもう仕事をされなくなったり、お亡くなりになったりしても抹消せず、過去からこれまでにこれだけ育成をしたという数字でよいですか。

(事務局)

その通りです。

(会長)

そうすると、実際に消費者教育を担当できる人はもっと少ないと思われます。実感として不足しているということであれば確実に増やしていくことが必要ですし、若い世代からもどんどん育成していただく必要があると思います。委員、今の御説明でよろしいですか。

(委員)

はい。

(会長)

そのほかに、御意見がある方はいらっしゃいますか。それでは、先ほど審議していた骨子案の「(3) デジタル社会等に対応した消費者教育の推進」について再度審議します。

基本方針2の(3)は、「①消費者行動におけるデジタルリテラシーの向上」と「②金融経済教育の推進」で構成されています。それらをもとめた項目として、「(3) デジタル社会等に対応した消費者教育の推進」としてありますが、先ほど「デジタル社会等」では少し不十分ではないかという御指摘がありました。事務局からは、修正案は2つあり、ひとつは、「デジタルリテラシーの向上」と「金融経済教育の推進」の2つの項目を併記するという案です。もうひとつの案としては、「新たな課題に対応した消費者教育の推進」という形で見出しをつくるということでした。

委員は今の事務局の提案もお聞きになって、御意見はありますか。

(委員)

デジタル社会への対応は極めて重要なものだと思います。

事務局が説明した案の中では、「デジタル社会等新たな課題に対応した」であれば、①番と②番の違和感がなくなります。金融経済教育は新たな課題であり、消費者に必要な能力を養っていくための教育を実施する。事務局案のとおり、「新たな課題」という言葉を入れていただければよいと思います。

また、それとは別に「(1) ライフステージに応じた様々な場における消費者教育」の、具体的な取組に記載してもいいのではないかと思います。

(会長)

今ほど「(1) ライフステージに応じた様々な場における消費者教育」のところに入れてもいいのではないかとされたのは、「②金融経済教育の推進」という趣旨でしょうか。

(委員)

はい、そうです。

(会長)

「①消費行動におけるデジタルリテラシーの向上」と「②金融経済の推進」両方を「(1) ライフステージに応じた様々な場における消費者教育の推進」に記載された方がよいという意味ですか。

(委員)

①はそのままです。デジタル社会への対応は、極めて重要で、デジタルスキル、デジタルリテラシー、デジタルのマナーみたいなものは、ここできっちり取り上げられたほうがいいと思います。これは県としても大変大事なところだと思います。②が少し違和感があるということです。

しかし、重要だということも分かりますので、「(3) デジタル社会等に対応した消費者教育の推進」の表題を幅広にして記載していただければ違和感は解消します。

(会長)

委員の御意見としては、「デジタル社会等新たな課題に対応した消費者教育の推進」という書き方になりますか。

(委員)

そのようにしていただければよいと思います。

(会長)

委員の発言の御趣旨としては、デジタル社会に対応した消費者教育は非常に重要で、金融経済教育の推進も重要だけれども、同列に記載すると違和感があるという御趣旨でした。

ほかの委員の方の御意見はいかがでしょうか。

「金融経済教育の推進」に関しては昨今非常に注目をされていますが、課題自体としては必ずしも新たな課題かどうかというのは議論があるところかもしれません。

(委員)

今、委員が言われた「金融経済教育の推進」を(1)の「①学校等における消費者教育の推進」に入るといった意見に賛成で、そのほうがすっきりすると思いました。

(会長)

ほかの御意見はいかがでしょうか。

(委員)

僕もそちらのほうがすっきりします。「①消費者行動におけるデジタルリテラシーの向上」は、使い方の話ではないでしょうか。デジタル社会等に対応した消費者教育の推進で大事なのは、金融商品の取扱いの話だと思います。併記するよりも(1)の「①学校等における消費者教育の推進」に入れるほうがいいと思って聞いてました。

(会長)

項目自体を変えるような御意見も出ておりますが、事務局としてはいかがでしょうか。

(事務局)

「金融経済教育の推進」は、国も積極的に進めている施策であり、その重要性について御認識いただき、ありがとうございます。

書きぶりについてはいろいろな御所見があると思います。委員の御発言のとおり「①学校等における消費者教育の推進」に記載することも適当かと思います。

事務局としては、金融経済教育は特殊な教育であるため、これまでの「①学校等における消費者教育の推進」と分けて別のところに記載しました。引き続き御審議いただければと思います。

(委員)

国も金融経済教育に力を入れているので、僕としては原案のママがよいと思います。「①学校等における消費者教育の推進」に入れるのは、少し違和感があります。

(会長)

「②地域社会、家庭、職域における消費者教育の推進」にも関わってくる問題であるという御指摘はそのとおりかと思います。ほかに御意見はいかがでしょう。

(会長)

「①学校等における消費者教育の推進」の具体的な取組みに入れても、今ほど委員の御発言のとおり、不足する部分が出てくるかもしれないと思います。なお、今ほどの議論は、前回の第1回審議会のときは出なかった御意見となります。今の議論では表現の問題になっておりますので、「金融経済教育の推進」については、学校に限らず、地域社会、家庭、職域などでも取り組むべき内容ということで考えると、「(1) ライフステージに応じた様々な場における消費者教育」とは別の切り口での取組とも考えられます。そうすると骨子自体は原案のとおりとして、「デジタル社会等に対応した消費者教育の推進」という表現を変えた方がよいのではないかと思います。

デジタルリテラシーの向上と金融経済教育を単に並列するのは、今ほどの御意見から、賛同をいただけないと思いますので、先ほど委員が発言されたとおり「デジタル社会等新たな課題に対応した消費者教育の推進」として、「①消費者行動におけるデジタルリテラシー（活用能力）の向上」と「②金融経済教育の推進」は変更しないという方が皆さんの御意見を取り入れることができる形になるかと思いますが、いかがでしょうか。

(委員)

私も「②金融経済教育の推進」が「(3) デジタル社会等に対応した消費者教育の推進」にあることに違和感をもちました。「デジタル社会における消費者教育の推進」とすればこのままの項目でいけるのかなと思います。「対応」という言葉に違和感があります。

国が学習指導要領に新しく入れてきた内容で、学校の教科では、消費者教育と金融経済教育が並列してある教科もあれば、消費者教育の中に金融経済教育が1項目として入っている科目もあります。最近は学校外では、高齢者や主婦が対象の金融セミナーが多くあります。それらを考えると、基本方針2の(1)の「①学校等における消費者教育の推進」にも「②地域社会、家庭、職域における消費者教育の推進」にも関わってくる内容であると思います。この計画の実施期間の5年間、いろいろな問題、課題が出てくると考えます。

(会長)

今、ご提案のあった「デジタル社会における消費者教育の推進」とすると、「金

融経済教育」は、はみ出す部分もあると思います。

(委員)

金融経済教育は、令和11年までは頑張ってやりましょうという意図があるため、「(3) デジタル社会等に対応した消費者教育の推進」に入ったのだと思います。(3)の文言をもう少しふさわしいものに変えていただくということでどうでしょうか。

(会長)

新たな課題ということに、皆さんがあまり違和感がなければそれを使うのがよいと思います。

それで、先ほど委員が言われた「デジタル社会等新たな課題に対応した消費者教育の推進」ですが、「対応した」という言葉がどうなのかという御意見がありました。どうでしょうか。

(委員)

表現だけの問題だと思います。

(事務局)

先ほど来いろいろな御議論の中で出ている「デジタル社会等新たな課題に対応した消費者教育の推進」ということにさせていただきたいと事務局としては考えております。

(会長)

委員が最初に発言されたとおり素案の項目としては、「(3) デジタル社会等新たな課題に対応した消費者教育の推進」に本日決めさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

今ほど出た御意見の趣旨はどれも大変重要だと思っております。私自身も「金融経済教育の推進」の扱いは非常に難しいところだと思ってました。大変よい議論ができたと思っております。

続いて、2人の委員からの御意見です。素案では各具体的施策の前に目次のようなものを入れたのですが、かえって全体が見渡せないという印象がありました。そこで全体が一覧できるような形のもをを表示するということを事務局は回答しています。この部分について御意見はありますか。ないようでしたら、事務局で再

度提案をしていただき、私が最終的に確認をした上で素案として固めていくことにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

（会長）

私からの意見として1つあります。それは資料5の素案の第4章、素案のページで言うと72ページに、「計画の推進体制と進行管理」です。「計画の推進体制」には、国の機関やその他の機関と緊密に連携・協力しながら取り組むことが書いてあります。2の「計画の進行管理・評価」は、審議会へ報告して、検証、評価を毎年度行うということが書かれています。これについては大変重要であると思います。また、多くの施策が計画に乗っており、それを取り扱う担当室課が多岐にわたっている状況で、担当室課ごとの連携がかなり重要になってくると考えます。他機関との連携も大切ですが、担当室課間の連携について、何らかの形で1の「計画の推進体制」のところにに入れてもらいたいと考えています。

2の「計画の進行管理・評価」のところですよ。消費生活審議会に報告を毎年度していただくことは大事なことで、例えば、県民生活課において担当室課の施策の進行状況を把握されるなど、何らかの形で常に施策がどんな状態なのか分かるような体制を取っていただくということの中に盛り込めないものか考えます。本日、事務局にはそのような意見は伝えましたが、それについて、事務局から今の時点で何か回答できるようなことはありますか。

（事務局）

頂いた資料をしっかりと読ませていただき、会長に御相談させていただきます。

（会長）

今の申し上げた点について、委員の皆さんから御意見等があれば御発言をお願いします。

特になさそうですね。事務局で検討していただいて、盛り込めるような内容であればその範囲で取り入れていただければと思います。

資料4の評価指標については、幾つか御意見はありましたが、指標自体がこれでよいのかという御意見はなかったと思います。私が思ったのは、資料4の基本方針1の3番目「消費者安全確保地域協議会設置市町村の人口カバー率」の目標について、これを現状の40%を50%以上にするという点です。

現状は地域協議会を設置しているのは富山県と富山市です。富山市の人口がおおよそ県内の40%を占めているので、これを50%以上を目標として掲げています。例えば、高岡市が協議会を設置すれば約56%となり、目標を達成します。事務局からは国の目標が50%なので、このような目標にしたいと説明がありました。このことについて何か今御意見がある方はいらっしゃいますか。

特に私以外にそのように感じられる方がいないということであれば、この目標自体はこれで進めていただくことにします。しかし、やはり福祉部門なども含めて連携していくことは重要な課題だと思いますので、設置だけではなくて、身のある取組を進めていただくということをお願いしたいと思います。

また、細かいところですが、再掲されている施策が多くあり、どの部分で重要な施策なのかわかりにくいところもあると感じましたので、今後、項目の整理についてもお願いをしたいと考えています。

そのほかの表現等についてはまた事務局で再度見直していただき、修正をしていただければと思います。

それでは、今ほど委員の皆様からいただいた御意見を基に中間とりまとめ（素案）を修正します。なお、この修正については、最終的には会長である私に一任をしていただくということでお願いをしたいのですが、それでよろしいですか。

（「はい」の声あり）

（会長）

それではそのように進めさせていただきます。